

【22 解説文】 県税収入二付伺（明治十年：一八七七）〈A〉

（表紙）

「明治十年中
官省御指令本書

（朱印）

永年保存 雑税掛」

（朱書）
「雑第六号」

雑税

県税収入之儀二付伺
（県税収入の儀に付伺い）

一 室内射撃銃

免許税金貳円

月税金貳拾五銭

右ハ管内於ニ高崎駅、室内射撃銃営業願

（右は管内高崎駅に於いて、室内射撃銃営業願い）

出候二付、用銃及び現場射撃之手続等取調

（出候に付、用銃及び現場射撃の手続き等取り調べ）

候処、別段不都合ノ廉モ無レ之候間、願之趣

（候処、別段不都合の廉（かど）もこれ無く候間、願いの趣き）

聞届申候、就テハ税額之儀、楊弓場ニ照準、

（聞き届け申し候、就（つ）いては税額の儀、楊弓場に照準、）

前書之通税金取立可レ然哉

（前書の通り税金取り立て然（しか）るべき哉）

一 土方稼

壹ケ年壹人税金五拾銭

右ハ当管下土方稼之者共ヨリ、壹ケ年壹人ニ

（右は当管下土方（どかた）稼ぎの者共より、壹か年壹人に）

付税金壹円ツ、納税之儀、建白致候二付取調

（付税金壹円づつ納税の儀、建白致し候に付取り調べ）

候処、從來該稼ノ者共ハ、最賤劣之渡世

（候処、從來該稼ぎの者共は、最も賤劣（せんれつ）の渡世）

柄ニテ、日々諸方へ被ニ相雇一、中ニハ無住無

（柄にて、日々諸方へ相雇われ、中には無住無）

産之者モ有レ之哉ニ相聞、尔後如何様

（産の者もこれ有る哉に相聞こえ、尔後（じご）如何様（いかよう））

之不都合相生可レ申哉モ難レ計候間、取

（の不都合相生じ申すべき哉も計り難（がた）く候間、取り）

締之為メ鑑札下ケ渡、下夕方申立之税

（締まりの為（た）め鑑札下げ渡し、下（し）夕方申し立ての税）

額半減之目途ヲ以、前書頭書之通壹ケ年

（額半減の目途（もくと）を以（もつ）て、前書頭書の通り壹か年）

一人金五拾錢ツ、収税取計可レ然哉
一人金五拾錢づつ収税取り計らい然るべき哉

一 禽獸縦覧茶店税 壹ヶ月税金廿五錢

右ハ当県管下茶店等ニ於テ、傍ラ珍禽奇
（右は当県管下茶店等に於いて、傍（かたわ）ら珍禽（ちんきん）奇）

獸ヲ集メ置、看客毎ニ必ス些少之飼料ヲ
（獸を集め置き、看客（かんかく）毎に必ず些少（さししょう）の飼料を）

申受ケ縦観セシメ、尚喫茶料等ヲ受ケ、營
（申し受け縦観（しょうかん）せしめ、尚（なお）喫茶料等を受け、營）

業トスル者ヨリ、為二月税一壹ヶ月金式拾五錢ツ、
（業とする者より、月税として壹か月金式拾五錢づつ）

相納、營業仕度旨申立候ニ付、前書之通収
（相納め、營業仕（つかまつ）り度旨申し立て候に付、前書の通り収）

税取計可レ然哉、尤纒力一二之禽獸ヲ差置キ、
（税取り計らい然るべき哉、尤（もつと）も纒（わず）か一二の禽獸を差し置き）

看客ニ対シ飼料等不ニ申受ニ、唯喫茶料ノミ
（看客に対し飼料等申し受けず、唯（ただ）喫茶料のみ）

ヲ要待スル者ハ無税之積
（を要待する者は無税の積もり）

右三ヶ条トモ、県税之部分ニ組入候様仕度、
（右三か条とも、県税の部分に組み入れ候様仕り度）

此段相伺候也
（此（こ）の段相伺候也）

明治十年五月十八日 群馬県令 楫取素彦印

大藏卿大隈重信殿代理
大藏大輔 松方正義殿

（朱書）
第三千三百五十貳号
（第三千三百五十二号）

伺之趣ハ県税之儀ニ付即今詮議之
（伺之趣は県税之儀に付即今詮議の）

次第有レ之候条追テ何分可ニ相達一
（次第これ有り候条追て何分相達すべき）

（事）

明治十年五月三十日 大藏卿大隈重信印